

## 評価機関承認に係る遵守事項の誓約書

2000年00月00日 提出日

独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 齊藤 裕 殿

社印または申請者の名称が入った役職印 必須

住所 東京都00区△△5丁目4-3  
申請者の名称 △△評価株式会社  
所属、役職 評価センター センター長  
申請責任者 責任三郎社  
印責任  
印記名のうえ申請責任者印又は役職印を押印  
または 署名

ITセキュリティ評価及び認証制度による評価機関の承認の申請を行うに当たっては、「ITセキュリティ評価機関承認等に関する要求事項」(CCM-03)に基づき、下記の事項に従うことを誓約します。また、承認取得後も、下記の事項に継続して従うことを誓約します。

## 記

1. 独立行政法人情報処理推進機構 (以下「機構」という。) が定めたITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程、並びにITセキュリティ評価機関承認等に関する要求事項を遵守すること。
2. 承認を取り消された場合には、速やかに評価機関承認書を認証機関に返納すること。
3. 評価報告書又はその一部が独り歩きしても誤解を生じたり有効性が失われないだけの十分な技術内容のものであること。
4. 評価機関候補は、認証機関の監督の下で評価作業を実施する。試行評価中の案件について、認証機関による現地調査を要求された場合は受入れ、かつ、認証機関の指示に基づき評価作業の実施記録を開示する等、必要な便宜を図り対応すること。
5. 認証機関が評価機関承認の要求事項を変更した場合、妥当な期間内にその要求事項に適合するために必要な業務手順の変更等の措置を完了し、認証機関に評価機関承認の変更届を提出すること。
6. IT製品又はシステムの評価の瑕疵を理由に申請者から損害賠償請求を受けた場合、IT製品又はシステムの認証において機構に故意又は重過失がない限り、機構には一切の責任を問わないこと。
7. IT製品又はシステムの評価の瑕疵を理由に利用者等申請者以外の者から損害賠償請求を受けた場合、機構には一切の責任を問わないこと。

以上

(2023-04)